

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準

(19) 戸建・低層住宅地区（青山台3丁目（1））

| 屋外広告物の表示に関する重点地区の基準 | チェック | 備考 |
|--|------|----|
| (1) 広告物は自家用のみとする。 | | |
| (2) 表示面積の合計は1㎡以下とする。 | | |
| (3) 広告物の取付位置は地盤面から3m以下とする。 | | |
| (4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。 | | |